

議案第56号

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、医療型児童発達支援に係る基準を児童発達支援に係る基準に一元化する等の必要があるによる。

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第57条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第58条・第59条）を「第3章 削除」に改める。

第3節 設備に関する基準（第60条）

第4節 運営に関する基準（第61条－第66条）」

第2条第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同条第2号中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に、「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第10号中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に改め、同条第13号中「、第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第7条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）」を「第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、障がい児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、同項ただし書及び同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、同項に掲げる設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第16条中「障がい児相談支援事業を行う者（第50条第1項において「障がい児相談支援事業者」という。）」を「障がい児相談支援事業者（法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業を行う者をいう。第28条第7項及び第50条第1項において同じ。）」に改める。

第21条の見出しを「（指定障がい児通所支援事業者との連携等）」に改める。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第24条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第25条中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する」に、「インターネット」を「、保護者に示すとともに、インターネット」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「について」の次に「、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で」を、「自ら評価」の次に「（以下この条において「自己評価」という。）」を加え、「障がい児の保護者」を「障がい児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」に改め、「よる評価」の次に「（以下この条において「保護者評価」という。）」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並

びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障がい児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障がい児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、障がい児」を「行うとともに、障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障がい児」に改め、同条第4項中「指定児童発達支援の」を「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に係る障がい児相談支援事業者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「特例障がい児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第56条の7第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第57条から第66条まで 削除

第67条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第68条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

第70条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第73条中「第28条及び第55条第2項第2号」を「中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第28条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同条第4項中「第27条第4項」とあるのは「第73条において準用する第27条第4項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同条第5項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第55条第2項第2号」に改める。

第73条の4第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第73条の8第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において「支援」に、「及び当該障がい児の訓練等」を「並びに当該障がい児の支援」に、「訓練等に」を「支援に」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第73条の14中「第4項及び第5項」を「第6項及び第7項」に改め、「除く。）」の次に

「、第27条の2」を加え、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「第53条から第55条まで及び第65条の2」を「及び第53条から第56条まで」に、「第28条及び第55条第2項第2号」を「中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「第73条の14において準用する第27条第4項に規定する領域との関連性」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第5項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第55条第2項第2号」に改める。

第78条中「及び第5項」を削り、「第28条から第31条まで」を「第27条の3から第31条まで」に、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に改め、「、第65条の2」を削り、「及び第28条」を「中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障がい児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障がい児及びその保護者」とあるのは「障がい児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「、保護者」とあるのは「、保護者及び訪問先施設」と、第28条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「、第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「及びインクルージョン」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第5項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障がい児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第6項から第8項まで及び第10項」に改め、「体制」と」の次に「、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を加える。

第79条第1項中「第3項及び第6項を除く。）、第58条」を「第4項及び第5項を除く。）」に、「第4項」を「第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所

支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第58条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」を「同条第8項中「指定児童発達支援事業所」に改める。

第81条第1項中「、第61条」を削り、同条第2項中「、第61条」を削り、「、指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「、第61条」を削り、同条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第82条第1項中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に改め、「、第66条」を削り、同条第2項中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項、第7条第2項第3号、第24条第4項、第68条第2項第3号及び第81条第5項の改正規定は公布の日から、第50条第1項の改正規定は規則で定める日から施行する。

（児童発達支援プログラムの策定等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第27条の2（改正後の条例第56条の5、第56条の9、第73条、第73条の2、第73条の6及び第73条の14において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

（その他の経過措置）

- 3 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、改正後の条例第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの

間、なお従前の例によることができる。

4 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

7 この条例の公布の日から施行日までの間、改正前の条例第62条第4項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「こども家庭庁長官」とする。